令和５年度年間監査計画

１　実施方針

本年度は、監査基準（以下、「監査基準」という。）に基づき、効果的かつ効率的に監査、審査及び検査（以下「監査等」という。）を実施します。

監査等の実施に当たっては、本市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、関係法令及び予算等に基づき適正に行われているかどうか、また、地方自治法(以下「法」という。)第2条第14項及び第15項の趣旨に基づき行われているかどうかを主眼としつつ、事務処理方法に対する指導にも意を用いて実施することにより、本市の行財政運営の適法性、透明性、公正性及び効率性の確保に資するものとします。

また、電子決裁に合わせた監査の着眼点、手続き、手法等について検討を進めながら監査を実施するものとします。

なお、本市では法第150条第2項の規定による内部統制制度が導入されていないことから、監査基準第8条及び第9条に規定するリスクアプローチ及び内部統制に依拠した監査は、監査等を進めるにあたり必要に応じて実施することとします。

２　実施予定の監査等の種類及び対象

(1)財務監査を中心にした定期監査（法第199条第1項及び第4項）

ア 基本方針

監査基準に基づき、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に基づき適正に実施されているか、また最少の経費で最大の効果をあげるよう合理的に行われているかを主眼として実施する。

イ 監査の対象

全ての課等を単位としておおむね２年間（小中学校、幼稚園及び保育園等はおおむね３年間）で一巡するよう監査を実施します（別表のとおり。）。本年度は以下の課等を対象とします。

市長公室	秘書課、企画政策課、広報広聴課
総務部	総務課、行政経営課、財政課
地域活力創生部	地域コミュニティ推進課(市民活動推進センターを含む。)、デジタル推進課(スマートシティ推進室を含む。)、SDGs推進課
市民部	課税課、収税課、人権施策課(人権文化センター、男女共同参画プラザを含む。)、環境保全課(清掃リレーセンターを含む。)
福祉健康部	福祉政策課、地域包括ケア推進課(地域共生サミット推進室を含む。)、障がい福祉課、生活支援課
建設部	事業計画課、営繕課
上下水道部	下水道課(竜田川浄化センターを含む。)
教育こども部	幼保こども園課、こども総務課、子育て支援総合支援センター(こどもサポートセンターを含む。)、中保育園、桜ヶ丘幼稚園、あすか野幼稚園、なばた幼稚園、生駒小学校、生駒南小学校、生駒台小学校、大瀬中学校、光明中学校、上中学校

生涯学習部	スポーツ振興課
会計課	会計課
行政委員会	公平委員会、選挙管理委員会事務局

ウ 監査の対象年度

令和５年度分を監査の対象とし、必要に応じて令和４年度分も対象とします。

エ 監査の方法

各監査対象課に監査資料の提出を求め、関係書類、諸帳簿等について監査を行い、必要に応じて所属長又は担当職員から事情を聴取し監査を行います。また、現金及び物品の出納及び保管事務について実地監査を行います。

なお、法第199条第2項の行政監査の視点を加味して実施します。

オ 重点項目

監査に当たっては、随意契約に係る事務を重点項目として定め、監査を実施します。

(2)財政援助団体等監査(法第199条第7項)

ア 基本方針

監査基準に基づき、市が行政遂行の目的で資本金の４分の１以上を出資している団体又は補助金等を交付することによりその団体の活動が行政遂行の補完的なものとされている団体等への財政支出が、その設立・補助等の目的に沿って十分な効果を発揮しているか、当該団体の出納その他の事務の執行が適切に行われているかに主眼を置いて監査を実施するとともに、費用対効果をはじめとする経営的な観点からも監査を実施します。

イ 監査の対象

財政援助団体、出資団体又は公の施設の指定管理者から１団体を監査対象として抽出し実施します。

ウ 監査の対象年度

令和５年度分を監査の対象とし、必要に応じて令和４年度分も対象とします。

エ 監査の方法

団体及び市の所管課から資料の提出を求め、諸帳簿、書類等について監査を行います。また、市の所管部局及び対象団体等の職員から事務事業の執行状況を聴取し、質疑応答を行います。

(3)決算審査（法第233条第2項又は公営企業法第30条第2項）及び基金運用状況審査(法第241条第5項)

ア 基本方針

監査基準に基づき、市長から審査に付された一般会計・特別会計及び公営企業会計の決算並びに基金の運用状況を示す書類並びに関係諸帳簿等の計数を確認した上で、予算の執行又は事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし審査します。

なお、基金運用状況審査については、審査の対象となる運用基金がないため、実施しないこととします。

イ 審査の対象

(ｱ)一般会計及び特別会計（公共施設整備基金特別会計、介護保険特別会計、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計）

(ｲ)公営企業会計（水道事業会計、病院事業会計及び下水道事業会計）

ウ 審査の対象年度

令和４年度分

エ 審査の方法

決算及び関係諸表等について、関係諸帳簿等と照合・確認を行い、計数の正確性を検証するとともに、必要に応じて関係職員に説明を求め審査します。

(4)例月出納検査（法第235条の2第1項）

ア 基本方針

監査基準に基づき、会計管理者及び水道事業管理者から提出された、歳計現金等の残高に係る資料及び出納関係諸帳簿等の計数を確認するとともに、関係職員から説明を求め、現金の出納事務が適正に行われているか検査します。

また、この例月出納検査は定期監査及び決算審査の一部を担っており、その実施に当たっての重点項目としては上記の定期監査の重点項目に記載したとおりとします。

イ 検査の対象

(ｱ)会計管理者が所管する現金の出納

一般会計及び特別会計（公共施設整備基金特別会計、介護保険特別会計、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計）

公営企業会計（病院事業会計及び下水道事業会計）

(ｲ)水道事業管理者が所管する現金の出納

公営企業会計（水道事業会計）

ウ 検査の対象月

実施月	検査対象	実施月	検査対象	実施月	検査対象
４月	令和５年２月分	８月	令和５年６月分	１２月	令和５年１０月分
５月	令和５年３月分	９月	令和５年７月分	１月	令和５年１１月分
６月	令和５年４月分	１０月	令和５年８月分	２月	令和５年１２月分
７月	令和５年５月分	１１月	令和５年９月分	３月	令和６年　１月分

エ 検査の方法

事前に会計管理者及び水道事業管理者がそれぞれ所管する検査資料の提出を求め、監査委員事務局において書面検査を実施します。その結果をふまえ、毎月２６日頃、監査委員が残高証明書を確認するとともに、会計管理者、公営企業会計所管課長等に対しヒアリングを実施します。

オ 検査の確認項目

(ｱ)計数の確認

(ｲ)現金等の保管状況の確認

(ｳ)収入事務及び支出事務の確認

(5)健全化判断比率等審査(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項)

ア 基本方針

監査基準に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率が、各々適正に算定されているかを主眼とし審査します。

イ 審査の対象

(ｱ)一般会計及び特別会計

健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)

(ｲ)公営企業会計

資金不足比率

ウ 審査の対象年度

令和４年度分

エ 審査の方法

算定の基礎となる、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項等又は第22条第1項等に規定する書類について、適正に作成されているか審査します。

(6)随時監査（法第199条第5項）

定期監査を補完する上で、監査委員が必要があると認めるときに監査を実施します。監査の基本方針及び監査の方法は定期監査に準じて実施します。監査の対象及び実施期間については、実施する際にその都度決定します。

(7)その他の監査

住民の直接請求による監査（法第75条）、議会の要求に基づく監査（法第98条第2項）、市長の要求に基づく監査（法第199条第6項）、住民監査請求に基づく監査（法242条第1項）、市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第243条の2第3項又は地方公営企業法第34条）等は、それぞれ請求又は要求があった場合に、他の監査等に優先して実施します。

３　監査等の実施予定時期

監査等の実施予定時期は、おおむね別紙「年間監査実施予定表」のとおりとします。

４　監査等の実施体制

監査委員３名で監査等を実施し、監査委員事務局職員がその補助を行います。

別表

財務監査を中心にした定期監査　監査対象予定表

	令和５年度	令和６年度	令和７年度（予定）
市長公室	秘書課、企画政策課、広報広聴課	人事課	秘書課、企画政策課、広報広聴課
総務部	総務課、行政経営課、財政課	防災安全課(消費生活センターを含む。)、契約検査課	総務課、行政経営課、財政課
地域活力創生部	地域コミュニティ推進課(市民活動推進センターを含む。)、デジタル推進課(スマートシティ推進室を含む。)、SDGs推進課	商工観光課(観光振興室を含む。)、農林課	地域コミュニティ推進課(市民活動推進センターを含む。)、デジタル推進課(スマートシティ推進室を含む。)、SDGs推進課
市民部	課税課、収税課、人権施策課(人権文化センター、男女共同参画プラザを含む。)、環境保全課(清掃リレーセンターを含む。)	市民課	課税課、収税課、人権施策課(人権文化センター、男女共同参画プラザを含む。)、環境保全課(清掃リレーセンターを含む。)
福祉健康部	福祉政策課、地域包括ケア推進課(地域共生サミット推進室を含む。)、障がい福祉課、生活支援課	介護保険課、健康課、地域医療課、国保医療課	福祉政策課、地域包括ケア推進課、障がい福祉課、生活支援課
建設部	事業計画課、営繕課	管理課、土木課	事業計画課、営繕課
都市整備部		都市計画課(住宅政策室を含む。)、拠点形成課(学研推進室を含む。)、建築課、みどり公園課(花のまちづくりセンターを含む。)	
上下水道部	下水道課(竜田川浄化センターを含む。)	総務課、工務課(浄水場を含む。)	下水道課(竜田川浄化センターを含む。)
消防本部		総務課、予防課、警防課、消防署	
教育こども部	幼保こども園課、こども総務課、子育て支援総合支援センター(こどもサポートセンターを含む。)、中保育園、桜ヶ丘幼稚園、あすか野幼稚園、なばた幼稚園、生駒小学校、生駒南小学校、生駒台小学校、大瀬中学校、光明中学校、上中学校	教育総務課(学校給食センターを含む。)、教育指導課(教育政策室を含む。)、小平尾保育園、生駒台幼稚園、生駒幼稚園、壱分幼稚園、鹿ノ台小学校、真弓小学校、俵口小学校、生駒東小学校、生駒南第二小学校、鹿ノ台中学校、生駒中学校	幼保こども園課、こども総務課、子育て支援総合支援センター(こどもサポートセンターを含む。)、ひがし保育園、みなみ保育園、俵口幼稚園、南幼稚園、生駒北小学校、桜ヶ丘小学校、あすか野小学校、壱分小学校、生駒南中学校、生駒北中学校、緑ヶ丘中学校
生涯学習部	スポーツ振興課	生涯学習課、図書館	スポーツ振興課
会計課	会計課		会計課
議会事務局		議会事務局	
行政委員会	公平委員会、選挙管理委員会事務局	農業委員会事務局	公平委員会、選挙管理委員会事務局

※機構改革又は必要に応じて監査対象を変更する場合があります。

別紙

年間監査実施予定表

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
定期監査												
随時監査	必要と認めるときに適時実施											
決算審査 （一般会計・特別会計）												
決算審査 （公営企業会計）												
財政健全化法に基づく審査												
財政援助団体等監査												
例月現金出納検査	原則として、毎月２６日に実施											
その他の監査 （住民監査請求等）	随時実施											